

災害別の体制と災害対策本部の設置基準

風水害時

	基準	体制をとる部(班)	主な活動内容	災害対策本部
準備体制	①大雨・洪水のいずれかの注意報が発表された場合	①建設部 ②消防部 ③必要に応じて危機管理室	①雨量・河川水位等情報収集	①設置しない ②危機管理室長は、総務部長 ③危機管理室次長は、危機管理課長、総務課長、企画政策課長、シティープロモーション課長、市民協働課長
第1警戒体制	①大雨・洪水・暴風のうち、いずれかの警報が発表された場合	①危機管理室 ②建設部 ③経済部 ④健康福祉部 ⑤教育委員会 ⑥消防部 ⑦必要に応じて各施設管理者	①【危機管理室】各種気象情報の収集と連絡、第2警戒体制への移行準備 ②【建設部】河川水位等情報収集 ③【経済部】防災ダム、ため池、農業関連施設等情報収集	①設置しない ②勤務時間外にこれらの警報が発表されたときは、担当職員は速やかに本体制を確保し、危機管理室長、必要に応じて健康福祉部長、建設部長へ連絡する
第2警戒体制	①大雨・洪水・暴風のうち、いずれかの警報が発表され、かつ雨量、河川水位の状況から災害の発生が予想される場合	①危機管理室長、みずなみ未来部長、健康福祉部長、経済部長、建設部長、教育委員会事務局長、消防長 ②【危機管理室】全員、コミュニティー班 ③【みずなみ未来部】生涯学習班、スポーツ文化班 ④【健康福祉部】社会福祉班、こども家庭班、高齢福祉班、健康づくり班 ⑤【経済部】農林班、清掃班 ⑥【建設部】全班 ⑦【教育委員会】教育総務班、学校教育班、 ⑧【消防部】全班 ⑨必要に応じて各施設管理者 ⑩市長が指示する班 ※勤務時間外の参集連絡は、各班長を通じ電話で連絡をする。	①【危機管理室】各種気象情報の収集と連絡、各班の参集状況の確認、第1非常体制の移行、災害対策本部設置の準備、広報車両の準備（コミュニティー班）避難所開設準備、消防団拠点室の提供準備 ②【みずなみ未来部】（生涯学習班・スポーツ文化班）文化施設の被害調査 ③【健康福祉部】（社会福祉班）社会福祉施設の状況調査、避難所の開設準備（こども家庭班）児童福祉施設の状況調査、避難所の開設準備（高齢福祉班）高齢者施設等の状況調査、避難所の開設準備（健康づくり班）医療衛生施設の状況調査 ④【経済部】（農林班）防災ダム、ため池、農業関連施設等情報収集（清掃班）可燃物焼却施設及び不燃物最終処分場の点検（地震時のみ） ⑤【建設部】河川水位情報収集等 ⑥【教育委員会】（教育総務班）教育施設の避難所開設準備（学校教育班）教育総務班支援	①設置しない ②勤務時間外にこの体制への移行が必要な場合、危機管理室長に連絡し危機管理室次長の指示により本体制をとる ③班長が必要な班員を招集し体制をとる

別紙1 災害別の体制と災害対策本部の設置基準 風水害時

	基準	体制をとる部(班)	主な活動内容	災害対策本部
第1非常体制	①土砂災害警戒情報が発表された場合 ②特別警報に準ずる気象現象が発生した場合 ③災害が発生し、大規模な被害が予想される場合 ④地元の要請により、消防団の呼集を行う場合 ⑤市長がこの体制を命じた場合	①災害対策本部員 ②【危機管理室】全員、コミュニティー班 ③【総務部】秘書班、税務班、市民班 ④【みずなみ未来部】生涯学習班、スポーツ文化班 ⑤【健康福祉部】社会福祉班、こども家庭班、高齢福祉班、保険年金班、健康づくり班 ⑥【経済部】農林班、清掃班 ⑦【建設部】全班 ⑧【教育委員会】教育総務班、学校教育班、 ⑨【消防部】全班 ⑩市長が指示する班 ※勤務時間外の参集連絡は、各班長を通じ電話で連絡をする	①【危機管理室】災害情報の把握及び報告、職員の動員と各班の連絡調整、第2非常体制の招集準備、災害対策に協力する自治会・自主防災組織への連絡調整、市有財産の被害調査（コミュニティー班）区域内の災害情報の報告、避難所の開設及び管理 ②【総務部】（秘書班・税務班・市民班）危機管理室の対応支援 ③【みずなみ未来部】（生涯学習班・スポーツ文化班）文化施設の被害調査、避難所の開設及び収容 ④【健康福祉部】（社会福祉班）社会福祉施設等の被害調査、避難所の開設及び収容（こども家庭班）児童福祉施設の状況調査、避難所の開設及び収容（高齢福祉班）高齢者施設等の被害調査、避難所の開設及び収容（保険年金班）社会福祉班支援（健康づくり班）医療・衛生施設等の被害調査 ⑤【経済部】（農林班）農林水産関係全般の災害対策及び被害調査（清掃班）可燃物焼却施設及び不燃物最終処分場の点検 ⑥【建設部】（土木班）土木施設の被害調査、交通不能箇所の調査、応急復旧対策（都市計画班）都市施設の被害調査（上下水道班・浄化班）下水道施設の被害調査、水道施設の被害調査 ⑦【教育委員会】（教育総務班）教育施設の被害調査、避難所の開設及び収容（学校教育班）教育総務班支援	①災害対策本部設置 ②必要な班員を班長が追加招集し、体制を強化する
第2非常体制	①特別警報が発表された場合 ②災害が発生し又は発生の危険性が切迫し、市内の広範囲にわたって大規模な被害が予想された場合 ③市長が必要と認めた場合	全職員 ※勤務時間外の第2非常体制の参集連絡は、緊急職員参集メールにて通知する	①資料集「災害対応の組織・事務分掌」3.「災害警戒体制・災害対策本部の事務分掌」に定める任務分担の適切な遂行	①災害対策本部設置 ②動員可能な職員全員が体制につく ③現地対策本部は災害対策本部長の判断で必要に応じて設置する